

令和元年 5月30日

お知らせ

総務課 契約管財係

1. 鳥羽市が発注する条件付き一般競争入札の公告方法の変更について

現在、条件付き一般競争入札の公告については、

- ①市役所前の掲示板
- ②総務課（水道事業に係るものにあつては水道課）
- ③市ホームページ
- ④連絡所

にて掲示していましたが、6月3日以降に発注する条件付き一般競争入札の公告より ④連絡所での掲示 を取りやめます。

2. 鳥羽市が発注する条件付き一般競争入札の受注制限について

受注工事数2件の取扱について、6月3日以降に発注する条件付き一般競争入札の公告より、入札参加申請書提出締切日において工事の完成検査に合格することで受注数が減少するのではなく、受注している工事の完成報告を市が受付した日から14日を経過するまでは減少しませんので、2件受注している状況で新たに入札参加申請書を提出する際は、完成検査に合格することに加え、経過日数にもご留意下さい。

3. 鳥羽市が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する事項の公表方法の変更について

従来の市役所前及び連絡所前の掲示板での掲示を取りやめ、総務課（水道事業に係るものにあつては水道課）の掲示板と市ホームページによる公表のみとします。